

穀物を収穫するときは、畑の隅まで刈り尽くしてはならない。

(『レビ記』一九章9節)

神に選ばれた民にはそれ相応の義務が伴った。モーセをとおして神から授けられた律法の遵守がそれである。それは、出エジプト後、神ヤハウエとイスラエルの民との間で結ばれた契約の内容そのものであった。十戒にはじまり、社会法から祭儀法まで、律法は多岐にわたるが、その一つ「落ち穂拾い」の定めには旧約聖書らしさがよくあらわれている。麦の収穫の際、畑の所有者は隅々まで刈り尽くしたり、落ち穂を拾い集めたりしてはならぬ。それらは寄留の外国人、孤児、寡婦のものだから、というのである。他の主要作物の場合もそうであった。大地の実りを享受する権利は畑の所有者だけではなく、寄留の外国人、孤児、寡婦のように土地を持たない社会的弱者にも認められていたのである。

社会生活に関連する旧約聖書の律法は、社会的弱者の保護が基本であった。個々の定めには、しばしば、かつて自分たちがエジプトの奴隷であったことを思い起こすならば、社会的弱者の立場はよく理解できるはずではないか、と付記される。出エジプトを民族の原点とした弱小の民の倫理観がここに生かされたのである。とはいえ、社会的現実は別であった。王国時代が進むにつれ、富める者はますます富み、貧しい者はますます苦しむ事態が生まれてゆく。そして、これを座視しなかったのが預言者である。彼らは、孤児を守り、寡婦を弁護せよ、と同胞に迫りました。社会的弱者を守ること、それが社会的正義の根本であった。